
研究

監視カメラの社会的許容度に関する一考察

A study on the social tolerance of the surveillance camera

キーワード：

監視カメラ，社会的許容度，監視目的，監視主体，監視対象

keyword：

Surveillance camera, Social tolerance, Surveillance purpose, Surveillance Subject,
Surveillance object

多摩大学・明治大学 後藤 晶

Tama University / Meiji University Akira GOTO

東京工業大学 本田 正美

Tokyo Institute of Technology Masami HONDA

要約

本研究では、設置が広がっている監視カメラについて、その社会的許容度を測るためにアンケート調査を行った。そこで、どのような場面やどのような条件下で監視カメラの設置や利用が社会的に許容されているのかを考察する。具体的には、「監視カメラに対する賛否」「犯罪の予防／検証」「事故予防／検証」「自然災害の予防／検証」についての人々の意向を報告する。その結果、監視カメラに対する賛否にはデモグラフィックが影響すること、予防効果に比べて検証効果が高く評価されていることが明らかとなった。

さらに、監視カメラの設置に対して否定的な意志を表明した人々を対象とした調査においては、自治会に比べて警察・企業による監視を望ましく思う一方で、個人による監視を望ましく思わないことが明らかとなった。加えて、住宅周辺に比べて、交通量の多いところ、職場や公共施設、山林および河川における監視を望ましく思うことなどが明らかとなった。この結果は、監視に対して否定的な人々にとっても監視主体および監視対象の公共性が高まれば高まるほど監視を許容すること、監視主体の公共性が高いとしても、自宅などの公共性の低い空間の監視を望まないことが示された。

Abstract

This study performed questionary survey to measure the social tolerance of the surveillance

camera that setting spread. Then, it clarified in what kind of scene and what kind of condition the setting of the surveillance camera and the use were socially acceptable. Specifically, it reports about people's intention about "pros and cons for the surveillance camera", "the prevention/inspection of the crime", "the prevention/inspection of the accident", and "the prevention/inspection of the natural disaster". As a result, it revealed that demography influenced the pros and cons for the surveillance camera, and an inspective effect was appreciated in comparison with protective effect.

Furthermore, in the investigation for the people who expressed a negative intention for the setting of the surveillance camera, it revealed that they felt the monitoring by the police/company desirable in comparison with residents' association, and, on the other hand, they did not feel the monitoring by the individual desirable. In addition, they felt the monitoring at traffic-laden place, workplace, public facilities, forest and the river desirable in comparison with around residential area. This result shows that even for people who are negative to monitoring, the higher the publicity of the monitoring entity and the monitoring subject is, the more surveillance is permitted, and even though the public nature of the surveillance subject is high, it shows that they do not want to monitor the space with low public property such as home.

1 問題

昨今では、情報社会の発展に伴い、情報通信技術を用いて様々な目的をもって監視を行う監視カメラの設置が広がっている。

その設置には賛否両論存在するが、本論文においては行動経済学、ないしは行動意思決定論の議論を援用し (Baron, 2007)、規範論 (Normative Approach) および記述論 (Descriptive Approach) の2つの観点から、その賛否両論を整理する。ここでいう規範論とは監視カメラを設置「すべきか」という社会学的な規範を示す観点からのアプローチを意味しており、記述論は「監視カメラの設置により人間の行動がどのように変化するか」、という現実の人間行動に着目した心理学的な観点からアプローチを意味している。

従来の研究で言及されてきた監視にまつわる規範論に立脚した先行研究および実際の人間行動に着目した記述論に立脚した先行研究の二点について概観すると、それらの研究では監視という行為を一律に捉え、規範論では監視の規範性、記述論では監視の有効性に焦点を絞って議論されてきた。対して、本研究では監視をより複合的なものとして捉える。つまり、現実的な現代社会にあわせた監視社会論の展開を目指し、情報社会の発展に伴い、監視社会化を不可避なものとして捉えて、監視を行う主体や場面、さらには監視を実現するシステムも含めて、監視という行為の定位を試みる。規範論では国家による国民の監視に関する規範を問うてきたが、現代社会においては企業が市民を監視することもある。監視の有効性についても、場面に応じて、それは変化する。監視という行為は一様ではなく、監視カメラの存在については、設置場所や利用方法などにつき社会的な受容のあり方を明らかにする必要がある。

本論文においては、規範論だけでは十分に捉えることができていない監視カメラ⁽¹⁾の社会的許容度に注目し、アンケート調査の結果をもとにその

実態を明らかにする。以下では、そのための前提として、規範論と記述論について概観することとする。

1.1 規範論からのアプローチ

監視カメラ設置についての規範論からの議論は、「監視」の正当性を問うというアプローチが採用される。この議論は監視社会論として研究が蓄積されているところであるが、監視社会に関するイメージ形成の土台となったのは、ジョージ・オーウェル『1984』(オーウェル, 1950)とミッシェル・フーコー『監獄の誕生』(フーコー, 1977)があげられる。随所に設置された監視メディアに用いた独裁者ビッグ・ブラザーによって一般の人々が監視される様を描いた『1984』、ペンサムの考案した一望監視型刑務所「パノプティコン」を引き、近代の刑罰が「常に監視されているかもしれない」と囚人に思わせることによる馴致へと重心を移したとする『監獄の誕生』のいずれもが、権力を持つ者が権力を持たない人々を監視するという文脈で、監視を位置付けている。これらの著作を引きながら、権力を持つ者としての国家が権力を持たない人々である国民を監視することの正当性について議論がなされるのである。とりわけ、監視により人々のプライバシーが侵害される可能性があることから、その正当性への懸念が表明されることになる⁽²⁾。そして、実際の監視カメラの設置をめぐる、法制度に関する検討を行うという研究が蓄積されている。例えば、監視カメラが普及しているとされるイギリスにおける制度を論じた星 (2010・2011a・2011b) や日本の地方自治体における監視カメラ設置をめぐる条例について検討した三宅 (2015) をあげることが出来る。

ここで、監視カメラに代表されるような新たな技術が社会に浸透することにより、国家が国民を監視するという単純な構図では議論が成立しない事態が到来していることに目を向ける必要があ

る。なかでも監視カメラについては、国家ではなく民間主体による設置が浸透しており、本研究でも後に考察するように、それらを設置することに対する利点が多くの人々に認められるところとなっている。

監視社会論の代表的な論者であるライアンは、監視には批判的であるものの「統治や管理のプロセスにおいて通信情報テクノロジーに依存するすべての社会は監視社会といえる」と述べて（ライアン, 2002, p11）、監視社会は高度に発展した情報社会の必然的な帰結であることを指摘している。プライバシー侵害を嫌悪する立場であれば監視そのものも否定されることになるが、現下の高度情報化社会の到来に一定程度コミットするのであれば、監視されることをある程度許容しなければならぬ。したがって、監視については0か100かの極論ではなく、その度合いが問題になる。つまり、どのような場面でどこまで監視が認められるのか、その線引きが議論の焦点となる。

1.2 記述論からのアプローチ

一般的には、監視カメラは発生した事象の検証において利用することが想定されている。一方で、監視カメラの設置により、人々の行動が変化し得ることも指摘されている。例えば、社会心理学の領域においては他者の存在によって利他行動や協力行動が変化することが知られているが（Latane, 1970）、他者が存在しなくとも「目」の絵や「鳥居」の絵が利他行動や協力行動⁽³⁾を促進したり、社会的規範から逸脱した行為を予防することが知られている。

ハーレイとフェスレンは他者の監視を想起させる目の絵によって、社会的ジレンマ実験における協力行動が促進されることを指摘している（Haley & Fessler, 2005）。この研究は人が目の絵によって他者によって監視されていると感じるために、自己の評判の低下を避けることを目的とした利己的行動の回避、もしくは利他的行動や

協力行動の促進がされると考えられている。実際に、目の絵によって犯罪の発生件数が減少した例がイギリスで報告されたり（Charkey, 2015）、国内においても放置駐輪の減少が目の絵を導入したポスターによって可能であることが示唆されたりしている（阿部&藤井, 2015）。

また、日本国内においては鳥居も同様の効果があることが指摘されている。これは鳥居が日本の神道文化の中では神聖なものとして扱われているために、粗末に扱うと天罰が当たると考えられているためである。実際に、不法投棄が抑制された事例が複数紹介されており（朝日新聞, 2007；河北新報, 2016）、鳥居に類似した商品化もされている（ニューマテリアル, 2016）。海外においては、神の概念をプライミングすることによって、匿名条件化での独裁者ゲームにおいて分配額が大きくなることが指摘されており（Shariff & Norenzayan, 2007）、この結果は神による監視によって利他的行動が促進され得ることが示唆されている。

これらの観点を踏まえると、目の絵や鳥居と同様に監視カメラには規範から逸脱した行為を予防する効果がある可能性がある。目の絵は第三者による監視を、鳥居は超自然的存在による監視を示唆する一方で、監視カメラは遠隔地から観察されたり、記録を残す機能を有しているために、第三者による監視の機能を有しており、社会的規範に沿った方向に行動を変化させる可能性がある。

1.3 検討項目

従来の監視社会論の枠組みでは、主に規範論からのアプローチが中心となり、権力者としての国家による、非権力者としての国民に対する監視のあるべき姿に関する議論が中心となっていた。しかしながら、記述論の観点からは監視には社会的規範の逸脱を抑止する効果があることが指摘されている。以上を踏まえると監視カメラの効果を一概には否定できない可能性が示されている。

本論文においては、研究1としてアンケート調査をもとに、監視カメラの賛否について検討し、デモグラフィック要因が与える影響について検討する。それにより、監視がどの程度許容されているのかを検討する。そして、監視カメラの「目的」による許容度を検討するために、犯罪・事故・自然災害についてそれぞれ予防および検証目的による監視カメラの設置の許容度について検証する。警視庁(2016)は防犯カメラに対するイメージとして犯罪抑止効果ならびに検証効果を評価する回答が多いことを示している一方で、犯罪以外の事柄における効果については検証されていない。本研究においてはこの点に着目する。

さらに、研究2として監視カメラに対して否定的な意見の持ち主を対象として、監視主体および監視対象の観点からどのような監視であれば許容され得るのかを検討する。特に否定的な人に尋ねることにより、監視カメラがどのような状況であれば許容され得るのかを検討する。樋野ら(2008)では防犯カメラについて設置場所・主体の観点から検討しているが、同様に防犯に着目しており、犯罪以外の事柄における効果については検証されていない。本研究においてはこの点に着目する。

2 研究1：監視カメラの賛否に関する調査

第一に監視カメラの設置の賛否についてどのように認識されているのかを把握する。その上で、監視カメラがどのような効果をもたらすと認識されているのか検証する。ここでは、犯罪・事故・自然災害の3点について、予防という事前的な対応および、検証という事後的な対応について効果の有無についてどのように考えられているのか検討する。これにより、監視にまつわる線引きのための記述論の観点から1つの基準を提供することが出来るものと考えられる。

2.1 調査の概要

2.1.1 対象

調査は2015年9月18日から20日にかけて実施された。株式会社パイブドビッツ政治山カンパニー(当時、現VOTE FOR)が提供するインターネット意識調査システム、「政治山リサーチ」を用いて行われた。この調査はインターネットアンケートモニターに登録している100万人超から、ランダムに選んでしてアンケートを依頼している。

調査対象は全国の20歳以上の男女を対象とし2,215名(平均年齢45.23歳, SD=14.70)の回答を得た(男性1,107名(平均年齢=45.50歳, SD=14.76), 女性1,108名(平均年齢=44.97歳, SD=14.63))。

2.1.2 調査項目

本研究において用いた質問項目は表1の通りである。なお、本調査に関する概要は政治山カンパニーより第32回政治山調査として概要が報告されており、本研究は当該調査を精査したものである。

表1 本研究に用いた質問項目

項目名	質問内容
監視カメラ設置賛否	あなたは監視カメラの設置に対して、どのように思いますか？(1.設置すべきでない, 2.どちらかと言えば設置すべきでない, 3.どちらとも言えない, 4.どちらかと言えば設置すべき, 5.設置すべき)
	以下の目的に対して、監視カメラは効果があると思いますか？(1.効果はない, 2.どちらかと言えば効果はない, 3.どちらとも言えない, 4.どちらかと言えば効果はある, 5.効果はある)
期待犯罪予防	犯罪の抑止
期待犯罪検証	犯罪の捜査
期待事故予防	事故の防止
期待事故検証	事故の検証
期待災害予防	自然災害の予防・警鐘
期待災害検証	自然災害の記録・検証
デモグラフィック項目	性別・年齢・居住地域・未婚・子どもの有無

る(市ノ澤, 2015)。

2.1.3 分析手法

分析は応答変数が5点尺度の順序変数であることを考慮し、監視カメラ設置賛否についてはデモグラフィック項目を説明変数とした順序プロビットモデルとして分析した。犯罪・事故・災害の予防・検証効果全体の比較を目的としてデモグラフィック項目を統制した上で順序プロビット混合モデルとして分析を行い、予防・検証効果についてそれぞれデモグラフィック項目を説明変数として順序プロビットモデルによって分析した⁽⁴⁾。

2.2 結果

2.2.1 記述統計量

図1には監視カメラ設置賛否に関するヒストグラムを示しており、各項目に対する回答数を記している。全般的な傾向として、「どちらかといえば設置すべき」、「設置すべき」をあわせて70%近くの人々が監視カメラに対して肯定的な回答をしている。

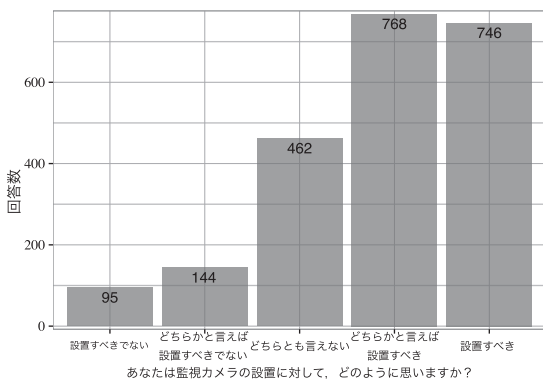


図1 監視カメラ設置賛否頻度

表2 監視目的別の効果に対する評価の記述統計

監視目的	予防/検証	Mean	SD
犯罪	予防	4.019	1.000
	検証	4.399	0.845
事故	予防	3.527	1.112
	検証	4.292	0.861
災害	予防	3.627	1.090
	検証	4.086	0.925

さらに、表2には監視目的別の効果に対する評価の記述統計量を示し、図2にはそれぞれについての平均値と95%信頼区間を示している。全体的な傾向としては予防効果に比べて検証効果の方が高く評価されていることが示されている。

2.2.2 監視カメラ設置の賛否

はじめに、監視カメラ設置の賛否について分析を行う。表3には分析結果を示している。この結果からは、性別差は認められないこと、20代に比べて50代以上では監視カメラ設置に有意に賛

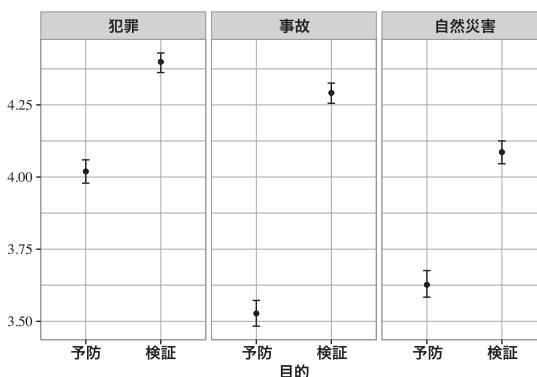


図2 監視目的別の効果に対する評価の平均値

表3 監視カメラの許容度に関する分析結果

社会的許容度	
性別	
男性	コントロール群
女性	-0.047 [-0.200; 0.107]
世代	
20代	コントロール群
30代	0.172 [-0.073; 0.416]
40代	0.211 [-0.043; 0.465]
50代	0.447 [0.184; 0.710]*
60代以上	0.612 [0.335; 0.888]*
地域	
北海道	0.144 [-0.222; 0.509]
東北地方	-0.241 [-0.577; 0.095]
関東地方	コントロール群
中部地方	-0.041 [-0.274; 0.193]
近畿地方	0.051 [-0.155; 0.258]
中国地方	0.169 [-0.195; 0.533]
四国地方	0.110 [-0.356; 0.575]
九州地方	0.200 [-0.113; 0.513]
結婚	
未婚	コントロール群
既婚	0.358 [0.119; 0.597]*
子の有無	
子なし	コントロール群
子あり	-0.183 [-0.419; 0.053]
AIC	6062.94
BIC	6165.595
Log Likelihood	-3013.47
Num.obs.	2215

[]内には95%信頼区間を示しており、*は5%水準で有意であることを示している。

成していること、地域差は認められないが、未婚者に比べて既婚者の方が監視カメラ設置に有意に賛成していること、子の有無が影響しないことが示されている。

この結果は、市民が一律に監視カメラに対して賛成/反対しているわけではなく、様々なデモグラフィック要因を背景とした監視カメラの賛否への一定の傾向が存在していることを示している。

以降の節においては、犯罪・事故・自然災害の予防および検証という観点から分析を行う。

2.2.3 犯罪の予防・検証

表4には犯罪に関する分析結果を示している。はじめに、期待犯罪効果について分析したところ、予防目的に比べて検証目的において有意に効果があると考えられていることが示されている。

表4 犯罪に関する分析結果

監視目的	期待犯罪効果	期待犯罪予防	期待犯罪検証
予防目的	コントロール群	コントロール群	コントロール群
検証目的	1.560 [1.407; 1.714]*		
性別			
男性	コントロール群	コントロール群	コントロール群
女性	-0.596 [-0.888; -0.303]*	-0.326 [-0.482; -0.169]*	-0.234 [-0.402; -0.067]*
世代			
20代	コントロール群	コントロール群	コントロール群
30代	0.278 [-0.172; 0.728]	-0.032 [-0.281; 0.218]	0.386 [0.128; 0.644]*
40代	0.981 [0.506; 1.456]*	0.347 [0.088; 0.607]*	0.714 [0.442; 0.986]*
50代	1.399 [0.899; 1.900]*	0.440 [0.170; 0.710]*	0.998 [0.710; 1.286]*
60代以上	1.745 [1.214; 2.275]*	0.673 [0.388; 0.959]*	1.043 [0.740; 1.345]*
地域			
北海道	-0.108 [-0.783; 0.566]	-0.049 [-0.418; 0.320]	0.059 [-0.327; 0.446]
東北地方	-0.001 [-0.651; 0.649]	-0.004 [-0.354; 0.346]	0.039 [-0.339; 0.417]
関東地方	コントロール群	コントロール群	コントロール群
中部地方	0.083 [-0.366; 0.532]	0.058 [-0.184; 0.299]	0.001 [-0.257; 0.259]
近畿地方	0.112 [-0.275; 0.500]	0.099 [-0.110; 0.308]	0.016 [-0.208; 0.239]
中国地方	-0.183 [-0.873; 0.508]	0.027 [-0.343; 0.397]	-0.159 [-0.556; 0.238]
四国地方	-0.420 [-1.314; 0.473]	-0.160 [-0.636; 0.316]	-0.178 [-0.691; 0.335]
九州地方	-0.104 [-0.692; 0.485]	0.003 [-0.315; 0.321]	-0.126 [-0.460; 0.208]
結婚			
未婚	コントロール群	コントロール群	コントロール群
既婚	0.724 [0.270; 1.178]*	0.371 [0.127; 0.616]*	0.332 [0.070; 0.594]*
子の有無			
子なし	コントロール群	コントロール群	コントロール群
子あり	-0.318 [-0.768; 0.133]	-0.099 [-0.341; 0.143]	-0.254 [-0.517; 0.008]
LogLikelihood	-4583.960	-2778.761	-2247.180
AIC	9207.921	5593.522	4530.360
BIC	9335.844	5696.176	4633.014
個人内分散	8.208		
Groups(個人)	2215	2215	2215
Num.obs.	4430	4430	4430

[]内には95%信頼区間を示しており、*は5%水準で有意であることを示している。

続いて、期待犯罪予防について分析したところ、男性に比べて女性は有意に予防効果がないと考えていること、20代に比べて40代以降において有意に予防効果があると考えていること、未婚者に比べて既婚者は有意に予防効果があると考えていることが示されている。

同様に、期待犯罪検証について分析したところ、男性に比べて女性は有意に検証効果がないと考えていること、20代に比べて30代以降において有意に検証効果があると考えていること、未婚者に比べて既婚者は有意に予防効果があると考えていることが示されている。

2.2.4 事故の予防・検証

表5には事故に関する分析結果を示している。

表5 事故に関する分析結果

監視目的	期待事故効果	期待事故予防	期待事故検証
予防目的	コントロール群	コントロール群	コントロール群
検証目的	1.925 [1.783; 2.067]*		
性別			
男性	コントロール群	コントロール群	コントロール群
女性	-0.062 [-0.242; 0.119]	0.045 [-0.106; 0.196]	-0.160 [-0.322; 0.001]
世代			
20代	コントロール群	コントロール群	コントロール群
30代	0.213 [-0.072; 0.498]	-0.070 [-0.314; 0.174]	0.396 [0.140; 0.652]*
40代	0.582 [0.284; 0.880]*	0.127 [-0.126; 0.380]	0.824 [0.555; 1.093]*
50代	0.746 [0.435; 1.058]*	0.218 [-0.045; 0.481]	0.953 [0.673; 1.234]*
60代以上	0.914 [0.587; 1.240]*	0.465 [0.191; 0.740]*	0.870 [0.579; 1.161]*
地域			
北海道	-0.141 [-0.562; 0.281]	-0.224 [-0.583; 0.135]	0.122 [-0.256; 0.499]
東北地方	-0.209 [-0.612; 0.193]	-0.143 [-0.476; 0.190]	-0.105 [-0.461; 0.252]
関東地方	コントロール群	コントロール群	コントロール群
中部地方	-0.014 [-0.292; 0.264]	-0.083 [-0.317; 0.150]	0.063 [-0.184; 0.311]
近畿地方	-0.021 [-0.262; 0.220]	-0.010 [-0.212; 0.193]	-0.047 [-0.261; 0.168]
中国地方	-0.000 [-0.433; 0.433]	-0.087 [-0.451; 0.277]	0.124 [-0.266; 0.514]
四国地方	0.302 [-0.862; 0.258]	-0.292 [-0.760; 0.177]	-0.108 [-0.606; 0.389]
九州地方	-0.055 [-0.423; 0.313]	-0.088 [-0.396; 0.221]	0.016 [-0.311; 0.344]
結婚			
未婚	コントロール群	コントロール群	コントロール群
既婚	0.253 [-0.028; 0.535]	0.056 [-0.181; 0.294]	0.308 [0.054; 0.561]*
子の有無			
子なし	コントロール群	コントロール群	コントロール群
子あり	-0.054 [-0.333; 0.224]	0.198 [-0.037; 0.432]	-0.344 [-0.596; -0.093]*
LogLikelihood	-5501.822	-3210.822	-2417.691
AIC	11043.645	6457.644	4871.381
BIC	11171.568	6560.298	4974.035
個人内分散	2.489		
Groups(個人)	2215	2215	2215
Num.obs.	4430	4430	4430

[]内には95%信頼区間を示しており、*は5%水準で有意であることを示している。

はじめに、期待事故効果について分析したところ、予防目的に比べて検証目的において有意に効果があると考えられていることが示されている。続いて、期待事故予防について分析したところ、20代に比べて60代以降において有意に予防効果があると考えていることが示されている。

一方、期待事故検証について分析したところ、20代に比べて30代以降において有意に検証効果があると考えていること、未婚者に比べて既婚者は有意に予防効果があると考えていること、そして子なしに比べて子ありは有意に検証効果がないと考えていることが示されている。

2.2.5 自然災害の予防・検証

表6には自然災害に関する分析結果を示している。はじめに、期待災害効果について分析をした

表6 自然災害に関する分析結果

	期待災害効果	期待災害予防	期待災害検証
監視目的			
予防目的	コントロール群	コントロール群	コントロール群
検証目的	1.447 [1.309; 1.585]*		
性別			
男性	コントロール群	コントロール群	コントロール群
女性	-0.418 [-0.687; -0.148]*	-0.223 [-0.375; -0.071]*	-0.202 [-0.358; -0.046]*
世代			
20代	コントロール群	コントロール群	コントロール群
30代	0.777 [0.351; 1.203]*	0.345 [0.103; 0.587]*	0.444 [0.194; 0.695]*
40代	0.743 [0.300; 1.185]*	0.232 [-0.020; 0.484]	0.574 [0.313; 0.835]*
50代	0.984 [0.522; 1.447]*	0.357 [0.094; 0.620]*	0.708 [0.437; 0.978]*
60代以上	1.244 [0.759; 1.729]*	0.523 [0.248; 0.799]*	0.766 [0.483; 1.049]*
地域			
北海道	-0.182 [-0.809; 0.445]	-0.155 [-0.512; 0.203]	0.034 [-0.329; 0.397]
東北地方	-0.129 [-0.731; 0.473]	0.005 [-0.331; 0.340]	-0.160 [-0.505; 0.184]
関東地方	コントロール群	コントロール群	コントロール群
中部地方	-0.074 [-0.488; 0.339]	0.031 [-0.203; 0.264]	-0.110 [-0.349; 0.130]
近畿地方	0.210 [-0.150; 0.570]	0.120 [-0.083; 0.323]	0.091 [-0.118; 0.299]
中国地方	0.182 [-0.468; 0.831]	0.070 [-0.299; 0.440]	0.057 [-0.322; 0.435]
四国地方	-0.284 [-1.123; 0.555]	-0.337 [-0.810; 0.136]	0.040 [-0.439; 0.519]
九州地方	-0.169 [-0.713; 0.374]	-0.069 [-0.372; 0.235]	-0.099 [-0.412; 0.215]
結婚			
未婚	コントロール群	コントロール群	コントロール群
既婚	0.397 [-0.024; 0.818]	0.120 [-0.118; 0.359]	0.224 [-0.019; 0.467]
子の有無			
子なし	コントロール群	コントロール群	コントロール群
子あり	-0.275 [-0.691; 0.142]	0.047 [-0.189; 0.282]	-0.290 [-0.530; -0.050]*
LogLikelihood	-5359.928	-3142.873	-2698.324
AIC	10759.857	6321.747	5432.647
BIC	10887.780	6424.401	5535.302
個人内分散	7.548		
Groups(個人)	2215		
Num.obs.	4430	2215	2215

[[内には95%信頼区間を示しており、*は5%水準で有意であることを示している。

ところ、予防目的に比べて検証目的において有意に効果があると考えられていることが示されている。続いて、期待災害予防について分析したところ、男性に比べて女性は有意に予防効果がないと考えていること、20代に比べて30代および50代以降において有意に予防効果があると考えていることが示されている。

一方、期待災害検証について分析したところ、男性に比べて女性は有意に検証効果がないと考えていること、20代に比べて30代以降において有意に検証効果があると考えていること、未婚者に比べて既婚者は有意に予防効果があると考えていること、そして子なしに比べて子ありは有意に検証効果がないと考えていることが示されている。

2.3 小括

監視カメラの賛否に関する分析結果は以下のよう

- ・全般的に、検証効果は予防効果に比べて高いと考えられている。
- ・50代以降および既婚者は監視カメラを容認している。
- ・全体的に、年齢が上があれば上がるほど予防効果・検証効果があると考えている。
- ・女性は男性に比べて検証効果に対して懐疑的である。
- ・子ありの者は子なしの者に比べて検証効果に対して懐疑的である。

3 研究2：監視主体と監視対象に関する調査

研究2では、研究1として実施した監視カメラの賛否に関する調査結果を元に、特に監視カメラに対して否定的な回答をした人々を対象として調査を行った。これにより、監視カメラに対して否定的な人でもどのような「監視主体」と「監視対象」であれば監視カメラを許容可能と判断しているのか検討する。ライアンは監視について検討す

る視座として、「見る側」と「見られる側」およびその両者の「関係」に分類することが必要であると指摘している（ライアン，2011）。ここでいう「見る側」とは監視主体のことを指し、「見られる側」とは監視対象のことを示している⁽⁵⁾。

従来の監視社会論における議論の中心は国家や警察・自治体などの権力者である公的権力が監視主体となり、被権力者である国民が監視対象となっていた。しかしながら、情報社会の発展による監視手法の発展により、そのような権力—被権力の二項対立による議論だけでは社会が成立しない状況となっており、監視主体／監視対象別の望ましさの評価・検討の必要がある。本研究においては監視主体として警察や自治体／自治会・商店街／民間企業／個人の4者について検討する。警察や自治体はより国家に近く、公的な管理を行う存在である。自治会・商店街は強制権が存在しないながらも地域を公的に管理している。民間企業は営利目的によって組織を私的に管理する存在である。さらに個人についても検討することによって私人監視の影響についても分析する。

一方、監視対象としては公共施設や商業施設／山林・河川／交通量の多い場所／オフィスや工場の敷地周辺／住宅の敷地周辺の5つを設定した。監視カメラにおいて監視可能なのは、その性質から基本的には空間である。公共施設や商業施設は公共的な空間である。山林・河川は氾濫などの防災の観点からも監視が求められる空間であり、交通量の多い場所は人命・財産の保護という観点からも監視の重要性が高い公共性の高い空間である。

また、オフィスや工場の敷地周辺は私的な組織による管理対象となる空間であり、住宅の敷地周辺は私人による管理対象となる空間である。さらに、重要となるのはこれらの監視主体および監視対象の差異によって、その目的などの関係性がどのように認識されて、監視の許容度がどのように評価されるのかは問題である。例えば、同じ警察や自治体による監視であっても、監視対象となる

空間が持つ性質によって、差異が生じる可能性がある。

研究1では、20代に比べて、50代以上の監視カメラの許容度が高いこと、未婚者に比べて既婚者の許容度が高いこと、予防効果よりも検証効果が高く認識されていることを指摘した。さらに、監視対象別に検討をすると、犯罪予防は高く評価されているものの、事故予防および自然災害予防効果は低く評価されており、これらについても性別・世代・結婚・子の有無と言ったデモグラフィによる濃淡が存在していることを指摘した。

この研究1の報告を踏まえて、研究2では監視カメラに対して許容度が低い人であっても、どのような状況であれば監視カメラの設置を許容するのか、その社会的許容度を精査すると同時に、嫌悪感の根源の検討をする。

3.1 調査の概要

3.1.1 対象

研究1における監視カメラ設置賛否において、監視カメラに対して否定的な、もしくは中立的な回答である「1：設置すべきでない-3.どちらでもない」として回答した550名（平均年齢41.75歳，SD=14.58）を対象として実施した（男性293名（平均年齢40.90歳，SD=14.13），女性257名（平均年齢42.71歳，SD=15.05））。

3.1.2 調査項目

研究2においては「あなたは、どのような場合であれば監視カメラを設置しても許されると思いますか。」として、「監視主体（警察や自治体／自治会や商店街／民間企業／個人）」が「監視対象（公共施設や商業施設／交通量の多い場所／住宅の敷地周辺／オフィスや工場の敷地周辺／山林・河川）」に設置するという計20個の組み合わせについて望ましさをそれぞれ5点満点で尋ねた。あわせて、研究1の調査時に監視カメラの設置に対して否定的な回答をした理由を自由記述形式で尋ね

ている。

さらに、デモグラフィック項目として、「性別・年齢・都道府県・地域・職業・未既婚・子どもの有無」について研究1で尋ねており、説明変数として分析に用いている。

3.1.3 分析手法

分析は応答変数が5点尺度の順序変数であることを考慮し、一般化線形混合モデルの順序プロビット混合モデルとして分析している。混合モデルを用いる理由は、同一回答者から繰り返し回答を求めているためである。

これについて「監視主体(警察・自治会・企業・個人)」と「監視対象(住宅・交通量が激しい場所・オフィス・公共施設・山林/河川)」を説明変数として分析を行う。ここでは、交互作用なしモデルおよび交互作用ありモデルについて、赤池情報量基準(Akaike, 1973, Akaike's Information Criterion, 以下, AIC)に基いて、AIC最小のモデルを最良のモデルとして検討する。交互作用なしモデルが採択されれば監視主体および監視対象においてその目的などの関係性が考慮されずに一律に許容/不許容される一方で、交互作用ありモデルが採択されれば、監視主体および監視対象においてその目的などの関係性が考慮されるために許容・不許容の判断に差が生じることを示唆することになる。

3.2 結果

記述統計量は表7に示しており、図3には監視主体・監視対象別の平均値と信頼区間を示している。最も高い許容度を示しているのが「警察や自治体」による「交通量が多い場所」に対する監視であり、最も低い許容度が示されているのが「個人」による「公共施設や商業施設」に対する監視であった。

続いて、分析結果を表8に示す。Model 1には監視主体と監視対象の交互作用のない分析結果

表7 記述統計量

監視主体	監視対象	Mean	SD
警察 ・ 自治体	住宅	2.902	1.012
	交通が激しい	3.467	1.044
	オフィス	3.067	0.998
	公共施設	3.315	1.019
自治会 ・ 商店街	山・川	3.280	1.037
	住宅	2.816	0.996
	交通が激しい	3.196	1.002
	オフィス	3.007	0.960
民間 企業	公共施設	3.176	1.003
	山・川	3.102	1.014
	住宅	2.695	1.067
	交通が激しい	2.989	1.030
個人	オフィス	3.160	1.030
	公共施設	2.975	1.045
	山・川	2.916	1.005
	住宅	2.702	1.112
個人	交通が激しい	2.538	1.090
	オフィス	2.555	1.059
	公共施設	2.518	1.089
個人	山・川	2.602	1.059

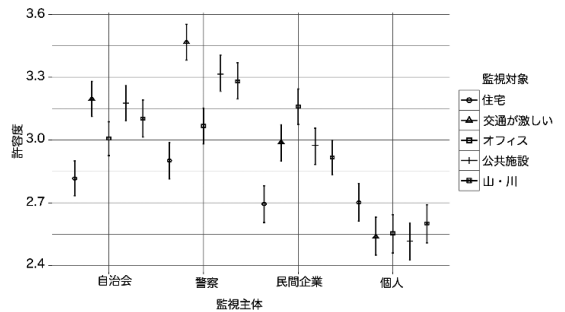


図3 監視主体・監視対象別の許容度

を、Model2には監視主体と監視対象の交互作用のある分析結果を示している。この2つのモデルについて比較したところ、Model 1については25069.094であり、Model 2については24833.570であった。したがって、Model 2の方が低い結果が示されており、BICについてもModel 2の方が低い。したがって、Model 2の方がより妥当なモデルであることが示されている。以下には交互作用のあるモデル2について考察を行う。

表8 監視主体と監視対象に関する分析結果

	Model1	Model2
監視主体：		
警察・自治体	コントロール群	コントロール群
自治会	-0.224 [-0.283; -0.165]*	-0.209 [-0.342; -0.076]*
企業	-0.385 [-0.444; -0.325]*	-0.509 [-0.642; -0.377]*
個人	-0.919 [-0.980; -0.858]*	-1.189 [-1.323; -1.054]*
監視対象：		
公共施設・商業施設	コントロール群	コントロール群
交通	0.077 [0.010; 0.143]*	0.240 a
オフィス	-0.082 [-0.148; -0.016]*	-0.383 [-0.515; -0.250]*
山川	-0.037 [-0.103; 0.030]	-0.050 [-0.182; 0.082]
住宅	-0.333 [-0.399; -0.266]*	-0.630 [-0.763; -0.497]*
交互作用：		
自治会:交通		-0.213 [-0.401; -0.025]*
企業:交通		-0.225 [-0.413; -0.037]*
個人:交通		-0.213 [-0.401; -0.025]*
自治会:オフィス		0.114 [-0.073; 0.302]
企業:オフィス		0.659 [0.472; 0.847]*
個人:オフィス		0.426 [0.238; 0.615]*
自治会:山川		-0.067 [-0.254; 0.121]
企業:山川		-0.047 [-0.234; 0.141]
個人:山川		0.166 [-0.022; 0.355]
自治会:住宅		0.071 [-0.117; 0.259]
企業:住宅		0.204 [0.017; 0.392]*
個人:住宅		0.898 [0.709; 1.087]*
性別・世代・地域・結婚・子の有無を統制済み		
LogLikelihood	-12508.547	-12378.785
AIC	25069.094	24833.570
BIC	25259.041	25111.185
個人内分散	1.244	1.286
Groups(個人)	550	550
Num.obs.	11000	11000

[]内には95%信頼区間を示しており、*は5%水準で有意であることを示している。

監視主体に着目すると、コントロール群である警察に比べて、自治体・民間企業・個人による監視は5%水準で有意に許容されない傾向にある。また、監視対象に着目すると、コントロール群である公共施設・商業施設に比べて、交通量の多いところの監視は5%水準で有意に望ましく思われる一方で、オフィスおよび住宅の監視は5%水準で有意に望ましく思われな傾向にある。さらに、交互作用に着目すると、自治体・企業・個人による交通量の多いところの監視は5%水準で有意にネガティブな、企業・個人によるオフィスの監視

や企業・個人による住宅の監視は5%水準で有意にポジティブな結果が得られている。

これらの結果は監視主体・監視対象に応じて一律に許容されているのではなく、監視主体の目的によって、その許容度が影響を受けていることが示唆される。

3.3 小括

研究2の結果は以下のようにまとめることができる。

- ・警察等による監視は望ましく捉える傾向にあり、個人による監視は望ましく捉えない傾向にある。
- ・監視対象が住宅等になると監視を望ましく思わない一方で、交通量が激しいところなどを対象とした監視は望ましく思う傾向にある。
- ・しかし、一律に監視主体/対象の望ましさが決まるのではなく、監視主体と監視対象の関係性から監視の望ましさが決められる傾向にある。

4 考察

4.1 ディスカッション

はじめに、研究1からは、70%近くの人々が監視カメラに対して肯定的であること、監視カメラの検証効果が高く評価されているものの、予防効果は低く評価されていることが示されている。この結果は大きく分けて、2つの可能性がある。1つは、監視による予防効果が存在し得ることを人々は理解しているが、それでもなおその効果に懐疑的である可能性がある。もう1つは、監視による予防効果が存在し得ることすら認識されていないことによる可能性がある。監視の効果は明示的に理解されることはなく、懐疑的であったとしても、暗黙的に効果があると考えられる。前者にしろ、後者にしろ回答者が監視カメラによる犯罪や事故の予防効果に対して懐疑的な姿勢を示すのはある意味で妥当な結果であると考えられる。

多くの場合、監視カメラは公共の空間に設置さ

れるものである。つまり、録画される人については基本的には人を選ばないものである。一方で、本研究における調査で明らかになったように、年齢や性別で監視カメラの許容度は異なる。監視カメラ設置の効果についても、全体的な傾向として年齢が上がれば上がるほど予防・検証のいずれにも効果があることが認められているものの、犯罪・事故・自然災害につき、その効果を認める度合いなどには濃淡がある。規範論では監視の許容される境界線が議論の焦点となっているのであるが、一律の線引きが必ずしも容易ではないことが本研究の結果から示唆される。ある場所への監視カメラの設置を受容する人と拒否する人が同時に存在するのである。さらに、ある場所につき設置自体は認めても、その用途により意見が分かれることも想定されるのである。監視カメラ設置にまつわるルールの設定は必ずしも容易ではない。

そのような中で、記述論の観点からは、監視カメラの効果が一定程度認められているところであり、本研究でも社会的要因によって濃淡があるもののその効果が認識されていることが明らかとなった。規範的な観点から監視カメラそのものを否定し、その設置を完全に否定する立場であれば、その設置の効果も認めないという結論に達するものと考えられるが、少なくとも多くの人々の中では設置の効果が認識されているという事態は重く見る必要があるだろう。ライアンが指摘したように、そのメリットが共有される限り、監視はなくなるどころか浸透していくと考えられる。

続いて、研究2については全般的な傾向について検討すると、監視主体の許容度は、「警察>自治会>企業>個人」となっている。この結果は、公的だと思われる監視主体による監視は許容される傾向があることが示されている。換言すれば、権力の認められる監視主体による監視は許容される傾向にあり、私人監視は認められない傾向にあることが示されている。

また、監視対象の許容度は、順に「交通量が激

しいところ>公共施設・商業施設=山川>オフィス>住宅」となっている。この結果は公共性の観点から必要性が高いところほど監視が許容される傾向にあり、私的空間における監視は許容されない傾向にあることが理解できる。

研究2において、着目すべきは、監視主体と監視対象の間に交互作用が認められている点にある。この結果はいずれかの監視主体/監視対象に対して一律に監視を許容しているのではなく、それぞれの監視主体によって許容度が異なることを示している。

監視主体が公的な存在である警察であっても、対象がプライバシー性の高いオフィスや住宅であれば、その監視は望ましいものではなくなる。これは、権力者である国家によって、企業の経済的自由権を侵害するもの、もしくは個人の精神的自由権・経済的自由権・身体的自由権やプライバシー権を侵害するものとして捉えられるために許容されない結果が示されていると考えられる。

また、私人性の高い民間企業による監視であっても、そのオフィスや工場を監視対象とするのであれば、その監視は望ましいものとして捉えられる。その監視対象となる空間が民間企業の管轄するオフィスという比較的公共性が高い、監視主体の管理する空間であるために、その組織と個人の利害関係の存在により監視が許容されるものと考えられる。また、私人同士の監視についても、その影響が異なる。民間企業による個人宅の監視は許容されない傾向が認められた。これは一つには個人の自由権の問題であり、もう一つには自身の情報がビジネスに使われうることにに対する嫌悪感、もしくは不公正感の存在が考えられる。他にも、商業目的に限らず、監視目的が不明であることにより、取得された情報が悪用されるのではないかという恐怖の感情を抱いている可能性がある。すなわち、直感・感情的な反応を下すシステム1および論理・理性的判断を下すシステム2により、人間は意思決定を下すとする行動経済学

における二重過程理論に基づけば (Evans, 2008 ; Kahneman, 2012), システム 2, すなわち論理・理性的に許容できないのではなく, システム 1, すなわち直感・感情的に許容できない可能性がある。例えば, 個人による監視は, その目的が想定できず, 目的が不明であるところに嫌悪感情を抱き, 監視を許容できないと考えられる。

公的な主体による監視は認められる一方で, その対象のプライバシーが高いのであれば, 監視は許容されないことになる。しかしながら, 想定される監視主体の目的に, 監視対象が合致している場合には監視が許容されることになると考えられる。しかし, 合致していない場合には, 監視は論理的に拒否されるのではなく, 感情的に拒絶される可能性がある。理性や道徳的判断は直感の後付けに過ぎないと主張する社会直観主義者のハイトの主張を踏まえれば (Haidt, 2001 ; ハイト, 2014), 監視は感情的に拒絶されている可能性は十分にある。

4.2 自由記述のテキストマイニングによる検討

実際に, 感情的な評価を行っているのか否かを仮説生成的に検討するために, 本調査においては監視を嫌悪する理由を尋ねた記述的な質問についてKHCoderを用いてクラスター分析を実施した (樋口, 2014)。これは各回答者回答を元に, 15回以上出現している語を対象として, 階層クラスター分析を実施した。Ward法により, Jaccardの距離による分析を行った。その結果, 図4に示されたとおり5つのクラスターに分類された。

第一クラスターには「プライバシー・侵害」という単語が出てきており, やはりプライバシーの侵害が一番の懸念材料であることが示されている。第四クラスターには「個人・情報」という単語が出てきており, 個人情報に関する懸念が示されている。第五クラスターには「悪用・懸念・管理・映像・利用」という言葉が認められる。この結果は監視カメラによって取得された映像が適切

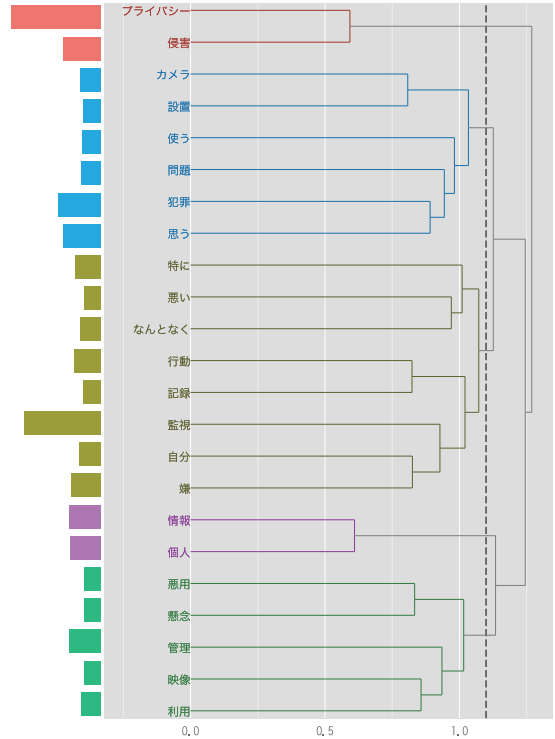


図4 監視を嫌がる理由のクラスター分析

に利用されるかといったことに懸念があることが示されている。

一方で, 問題になるのは第二クラスターおよび第三クラスターである。第二クラスターには「カメラ・設置・使う・問題・犯罪・思う」という単語が表されている。特に「犯罪」と「思う」という単語が同時に使われる頻度が高いことを示しており, 監視カメラの利用に対して主観的な評価が入り込んでいることが示されている。

さらに, 第三クラスターには「特に・悪い・なんとなく・行動・記録・監視・自分・嫌」という単語がまとめられている。本クラスターについても「なんとなく」と「悪い」が同時に使われる頻度が高く, 「嫌」という単語が用いられている。このことから, 監視カメラの設置に対する否定的な評価は, あくまでも論理的判断ではなく, 感情的反応によってもたらされている可能性が示唆される。

4.3 今後の課題

今後の課題として、以下の三点をあげる。第一に、監視カメラを嫌う理由の検討があげられる。実際には、現在はtwitterやfacebookといった様々なSNSによる公的機関・私人が入り混じった相互監視社会が事実上実現しており、それが平常化してしまっているのにもかかわらず、監視カメラを嫌う人々は存在している。一つの可能性として、第三者による相互監視と第三者による一方的な監視では全く違う性質を有している可能性がある。この点については経済ゲーム実験における第二者罰および第三者罰に関する研究も関連があると考えられる。

第二に、監視主体と同時に、監視に関わる「媒体」の影響を考える必要がある。本論文においては監視主体および監視目的の影響について検討した。しかしながら、そのような監視を実現するための情報技術を提供する媒体による差異は1つの重要な論点である。例えば、その監視媒体として用いられたシステムが、情報を流出して信頼を毀損するような事態を引き起こしたのであれば、その監視媒体に対する信頼が低下すると同時に、監視主体に対する信頼をも毀損する可能性がある。

以上の各論点についても、経済ゲーム実験によって解明できる可能性がある。例えば、信頼ゲームと呼ばれるゲームは他者に対する信頼という文脈から人間の行動を評価する枠組みではあるが、この枠組に監視主体・監視媒体を位置づけることによって、それぞれに対する信頼を計測することが可能である。

最後に、以上の観点を踏まえた、現代にあわせた監視社会論の展開の必要がある。旧来の監視社会論はあくまでも「権力者」と「非権力者」の枠組みによって展開されてきた。しかしながら、現代の情報社会において、その二元対立的な様相は失われており、その監視主体および監視対象によって影響が異なる。情報化社会においては、ある意味で監視は不可避な帰結である。監視がどの

ような意味を持つのか、監視カメラなどの技術的な特性も勘案しつつ、また監視が行われる社会環境についても改めて考えていかねばならない。新しい監視社会論は、これらの観点を踏まえて検討していく必要があるだろう。

注

- (1) 本論文では「監視カメラ」という呼称を用いているが、「防犯カメラ」「見守りカメラ」といった呼称も存在し、その設置も同時に広がっている。呼称による許容度の差の解明も検討が必要であろう。「監視」には嫌悪感を抱いても、「防犯」や「見守り」に対する嫌悪感が薄くなる可能性がある。実態として同じ意味であったとしても、行動経済学において指摘されている人間の意思決定が表現によって影響を受けるフレーミング効果の知見を踏まえれば (Tversky and Kahneman, 1981), 呼称の影響は十分に検討しなければならないため、今後の課題の一つとなるであろう。
- (2) 監視社会論については青柳 (2006) を参照した。
- (3) ここは協力行動を自身の利益に関わらず、他者の利益の増加のために行う行動と定義する。この協力行動は自身に損失が発生しても他者の利益のために行う利他行動、および自身が利益を獲得すると同時に、他者に対しても利益を与える相互扶助行動からなる。一方、利己行動とは、他者の利益を顧みずに自身の利益のために行う行動として定義する。
- (4) なお、有意水準は5%として分析を行う。また、ここでのデータは補正等を行わずにそのままのデータとして分析を行っている。
- (5) ここで指摘する両者の「関係」とは、一つには見る側および見られる側をつなぐ手法のこと、すなわち監視主体と監視対象をつ

なく「監視媒体」のことを指していると考
えられる。過去には直接目視するような手
法しか存在しなかったが、現代の情報社会
では監視カメラやSNSの監視など、情報技
術を用いた様々な手法が存在している。

謝辞

本論文は情報処理学会第136回情報システムと
社会環境研究発表会（後藤&本田，2016a），情
報コミュニケーション学会第3回社会コミュニ
ケーション部会（後藤&本田，2016b），情報処
理学会第138回情報システムと社会環境研究発表
会（後藤&本田，2016c）にて発表した内容を，
研究会でのコメントを受けて精査・加筆したも
のです。ここに記して感謝申し上げます。

参考文献

- 阿部正太郎，藤井聡（2015）「他者の監視を想起
させる「目」の絵を用いたポスターによる放置
駐輪抑制効果の検証」、『都市計画論文集』，50
（1），pp. 37-45.
- Akaike, H. (1973) Information Theory and An
Extension of the Maximum Likelihood
Principle, Proceedings of the 2nd
International Symposium on Information
Theory, Petrov, B.N., and Caski, F. (eds.),
Akadimiai Kiado, Budapest, pp. 267-281.
- 青柳武彦（2006）『サイバー監視社会-ユビキタ
ス時代のプライバシー論』，電気通信振興会，
506p.
- 朝日新聞（2007）「不法投棄「神が見てるぞ」ミニ
鳥居で防止効果てきめん」，<<http://www.asahi.com/special/070110/SEB200702240012.html>>
Accessed 2017, January 10.
- Baron, J. (2007), Thinking and Deciding Fourth
Edition, Cambridge University Press, 600p.
- Charky, N. (2015) Eyeballs Have an Interesting
Effect on Your Behavior, <<http://www.attn.com/stories/2854/eyeballs-effect-on-crime>>
Accessed 2015, August. 21.
- Evans, J.S.B.T. (2008) Dual-Processing Accounts
of Reasoning, Judgment, and Social Cognition,
Annual Review of Psychology, 59. pp. 255-
278.
- フーコー，ミシェル（1977）『監獄の誕生—監視
と処罰』田村俣訳，新潮社，345p.
- 後藤晶，本田正美（2016a）「監視カメラの社会的
許容度に関する一考察」，情報処理学会第
136回情報システムと社会環境研究発表会，於
國學院大学渋谷キャンパス
- （2016b）「監視カメラの社会的許容度
に関する一考察：プログレスレポート」情報コ
ミュニケーション学会第3回社会コミュニ
ケーション部会，於明治大学駿河台キャンパス
- （2016c）「監視カメラの社会的許容度
に関する一考察：監視に対する嫌悪感の根源を
巡って」，情報処理学会第138回情報システム
と社会環境研究発表会，於法政大学小金井キャン
パス
- Haidt, J. (2001) The Emotional Dog and Its
Rational Tail: A Social Intuitionist Approach
to Moral Judgment, Psychological Review,
108(4), pp. 814-834
- ハイト，ジョナサン（2014）『社会はなぜ左と右
にわかれるのか——対立を超えるための道徳心
理学』高橋洋訳，紀伊國屋書店，616p.
- Haley, K.J. & Fessler, D.M.T. (2005) Nobody's
Watching?: Subtle Cues Generosity in an
Anonymous Economic Game, Journal of
Evolution & Human Behavior, 26, pp. 245-
256
- 樋口耕一（2014），『社会調査のための計量テキ
スト分析：内容分析の継承と発展を目指して』，
ナカニシヤ出版，233p.
- 樋野公宏，島田貴仁，樋野綾美，2008「公共空
間に設置される防犯カメラへの賛成態度」、『都

- 市計画報告集』7, pp. 45-48
- 星周一郎 (2010), 「公共空間のサーベイランス (一): 英米における街頭防犯カメラ論・覚書」, 『法学会雑誌』51(1), pp. 83-106
- (2011a), 「公共空間のサーベイランス(二): 英米における街頭防犯カメラ論・覚書」, 『法学会雑誌』51(2), pp.147-192
- (2011b), 「公共空間のサーベイランス (3・完) 英米における街頭防犯カメラ論・覚書」, 『法学会雑誌』52(1), pp. 113-178
- 市ノ澤充 (2015) 「第32回政治山調査監視カメラ設置68%が賛成, 抑止より検証に効果」 <http://seijiyama.jp/research/investigation/inv_32.html>, Accessed 2015, August 2.
- Kahneman, D. (2012) *Thinking, Fast and Slow*, Penguin Press, 499p.
- 河北新報 (2016) 「「ミニ鳥居」ポイ捨て激減 信仰心刺激か」, <http://www.kahoku.co.jp/tohokunews/201601/20160110_13024.html>, Accessed 2017, January 10.
- 警視庁, 2016, 「平成24年度 けいしちょう安全安心モニター制度 第1回アンケート調査結果」, <http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/kurashi/anzen/anshin/monita_menu/monita_1_result.files/monita_1_result.pdf> Accessed 2017, October 10.
- Latane, B. (1970) *Field Studies of Altruistic Compliance, Representative Research in Social Psychology*, 1, pp. 49-61,
- ライアン, デイヴィッド (2002) 『監視社会』河村一郎訳, 青土社, 309p.
- (2011) 『監視スタディーズ: 「見ること」と「見られること」の社会理論』河村一郎訳, 岩波書店, 341p.
- 三宅孝之 (2015) 「監視・防犯カメラと犯罪予防」, 『島大法学』, 59(1), pp. 41-86
- ニューマテリアル (2011) 「「ごみよけトリー」: 不法投棄対策・不法投棄防止製品」, <<http://www.new-material.com/gomiyoke-tori.htm>> Accessed 2017, January 10.
- オーウェル, ジョージ (1950) 『一九八四年』吉田健一・龍口直太郎訳, 文藝春秋新社, 386p.
- Shariff, A.F. & Norenzayan, F (2007) *God is Watching You: Priming God Concept Increases Prosocial Behavior in an Anonymous Economic Game*, *Psychology Science*, 18(9), pp. 803-809.
- Tversky, A. & D. Kahneman. (1981) *The Framing of Decisions and the Psychology of Choice*, *Science*, 211(4481), pp. 453-458.